



平成 18 年 5 月 1 日

各 位

横浜市西区みなとみらい 2 丁目 2 番 1 号
株式会社 システムプロ
代表取締役社長 逸 見 愛 親
(コード番号：2317 東証第一部)
問い合わせ先 取締役管理本部長 国 分 靖 哲
電 話 番 号 045 (640) 1401 (代)
U R L <http://www.systempro.co.jp>

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 20 日付（訴状送達日 平成 18 年 4 月 28 日）で、下記の訴訟の提起を受けましたのでお知らせいたします。

記

1. 訴訟の原因及び提起に至った経緯

当社は、マップジャパン株式会社（以下、マップジャパン）との間で、平成 17 年 5 月 31 日に、ソフトウェア作成に関する業務の委託について、「ソフトウェア作成委託基本契約書」を締結し、かかる契約に基づいてマップジャパンより、宿泊施設のオンライン予約システムに関するソフトウェア開発支援業務に関する個別業務の委託を受けました。このシステムについては、当初マップジャパンから当社に業務の委託があった際に、仕様が定まっておりました。そこで、一定の仕様に基づく目的物の完成を個別契約の内容とすることが不可能であったため、マップジャパンが当社に対して一定の期間ごとに業務を委託すること、業務委託料については、目的物について定めるのではなく、各月における当社の従業員の作業量に応じて支払うことを、マップジャパンと当社との間で合意したものと当社は認識しております。

当社は上記の合意に基づいた業務を行い、マップジャパンは、平成 17 年 6 月から同年 10 月までの当社業務に関する業務委託料を、何らの異議を申し立てることなく当社に支払っておりました。ところが、マップジャパンより検収を受け支払期限が到来した平成 17 年 11 月及び 12 月の業務についての業務委託料の支払いがなされませんでした。なお、平成 18 年 1 月及び同年 2 月の業務についても、各個別契約に基づき業務が完了しているものと当社は認識しておりますが、業務委託料について支払いを受けておりません。

そこで、当社はマップジャパンに対してかかる業務委託料の支払いを求めましたが、マップジャパンは支払いに応じず、当社の債務不履行によりマップジャパンが開発していたシステムのリリースが遅延したなどとして、当社に対して業務委託料の返還及び損害賠償を請求してまいりました。しかし、マップジャパンが開発するシステムのリリースの遅延は、マップジャパンが選択したシステムに関するデータベースの出荷停止によるリリース遅延及びその後の不具合、マップジャパンからの度重なる仕様変更、マップジャパン担当作業における不具合などが主な原因であって当社に責任はないものと考えております。そこで、当社はマップジャパンに対して委託された業務について債務を履行している旨回答し、引き続き業務委託料の支払いを求めておりましたが、平成 18 年 4 月 20 日付（訴状送達日 平成 18 年 4 月 28 日）でマップジャパンから債務不履行を理由として損害賠償請求訴訟の提起を受けました。

訴状によりますと、マップジャパンの当社に対する業務委託は請負契約であると主張し、製品

が完成しなかったことを理由に、損害賠償として、平成 17 年 6 月から同年 10 月までの業務に関する既払業務委託料金 6,928 万 7,162 円、営業費用相当額金 509 万 1,520 円及び得べかりし事業利益金 7,426 万 4,300 円の合計 1 億 4,864 万 2,982 円から別件の委託費用 388 万 9,147 円を控除した金 1 億 4,475 万 3,835 円及びこれに対する平成 18 年 2 月 24 日から支払済まで年 6%の割合に基づく遅延損害金の支払いを求めています。

しかし、当社が支援していた開発につきましては、マップジャパンが採用したデータベースソフトを使用することをマップジャパンから指示されておりましたが、このデータベースソフトが不具合を理由に出荷停止になり、その後にリリースされた製品にも不具合があったこと、マップジャパンから度重なる仕様変更の要請があったこと、マップジャパンが担当した作業に不具合があったことなどを原因として、マップジャパンが想定していたスケジュールを大幅に遅延することとなったものであり、当社に対する業務委託料の支払いとは関係がないものと考えております。なお、当社からは、平成 17 年 8 月ころに、代替のデータベースを用いることを提案しておりますが、マップジャパンには受け入れられませんでした。

そもそもマップジャパンの当社に対する業務の委託はマップジャパンが主張する請負契約ではなく、準委任契約であると考えております。当社は業務委託である旨の見積書をマップジャパンに提出し、平成 17 年 6 月から同年 10 月まで同見積書に基づく支払いを受けており、マップジャパンが準委任契約であることを認識していたと理解しており、本件提訴は契約上からも事実上からも正当性を主張できる内容ではないと考えております。なぜ、このような主張が行えるのか当社は理解できません。

なお、当社は 4 月 24 日、当社がマップジャパン株式会社に対する請求債権の執行を保全するため、債権仮差押命令を東京地方裁判所に申立て、4 月 28 日に仮差押の決定がされております。

2. 訴訟を提起した者

- (1) 商号 マップジャパン株式会社
- (2) 所在地 東京都中野区中央 1-13-8 大橋セントラルビル
- (3) 代表者 代表取締役 溝口洋介

3. 訴訟の内容及び請求額

- (1) 裁判所
東京地方裁判所
- (2) 訴訟の内容
損害賠償請求事件
- (3) 損害賠償請求額
金 1 億 4,475 万 3,835 円及びこれに対する平成 18 年 2 月 24 日から支払済まで年 6%の割合に基づく遅延損害金

4. 今後の見通し

マップジャパンによる本件提訴は、当社の正当な請求に対し、不当かつ法外な損害の賠償請求を行うもので極めて不当であると考えております。

当社は、当社に損害賠償義務がないことを確信しており、当該損害賠償請求の棄却を求め当社の主張の正当性を主張立証するとともに、マップジャパンが支払いを怠っている平成 17 年 11 月以降の業務委託料の支払いを求めて反訴する方針であります。

なお、上記は当社の見解を示したものであり、特定の裁判における結果を保証するものではありません。また、本件による当社業績への影響はないと認識しておりますが、万が一、影響が出た場合は、速やかにお知らせいたします。

以上